

令和6年度サッカー広場利用団体登録申請について

1 受付期間

令和6年3月1日（金）～令和7年2月28日（金）

2 受付場所

北名古屋市総合体育館 受付窓口（1階）

3 申請者

団体の責任者又は、登録申請者名簿に記載されている方

※ただし、令和6年度から新規登録される団体については、必ず団体の責任者が申請してください。

4 手続きに必要なもの

(1) サッカー広場利用団体登録申請書（登録申請者名簿を添付してください。）

(2) 管理指導員報告書

(3) 北名古屋市公共施設予約システム利用者登録等申請書

※すでに、「北名古屋市公共施設予約システム利用者登録等申請書」で登録した団体は除く。

(4) 振込先（口座）の確認できるもの（口座名義は団体名もしくは責任者の方に限ります。）

※口座は、普通又は当座の口座に限ります。

※すでに、「北名古屋市公共施設予約システム利用者登録等申請書」で登録した団体は除く。

(5) 本人確認資料（運転免許証、マイナンバー等）

5 要件

(1) 中学生以下（10名以上）で構成されている団体。

(2) 成人の責任者1名と管理指導員2名を選出すること。

（ただし、管理指導員は、団体責任者との兼務も可能です。）

6 施設利用に伴う注意事項

- (1) ごみ等は、必ず各自で持ち帰ること。
- (2) 利用時間（準備及び片付けを含む。）を厳守すること。
- (3) 施設利用後は、清掃、消灯、施錠をし利用した備品は元に戻すこと。
- (4) 風紀を乱す行為、危険な行為、その他管理上支障があると認められる行為は絶対しないこと。
- (5) 敷地内（駐車場を含む）禁煙。
- (6) 故意又は過失により施設の破損等をした場合は、それによって生じた損害を賠償すること。
また、必ず総合体育館受付（スポーツ課）へ連絡すること。
- (7) 悪天候等によりグラウンドのコンディションが悪い場合は、利用を中止すること。
※大会等で利用中止が困難な場合は、次に利用される団体に迷惑とならないよう、必ずグラウンドの整備（現状回復）をすること。
- (8) 利用上の遵守事項を守らない団体については、今後の利用許可をしません。

7 その他

- (1) 発行した登録証は、令和7年3月31日まで有効です。登録証は、利用申請時及び抽選会で必要となりますので紛失しないように大切に保管してください。
- (2) 利用申請の際、利用日の7日前を過ぎてからの利用申請及び変更等は受け付けませんので、十分注意してください。ただし、利用予定日から遡って過去1年以内に北名古屋市社会体育施設で利用実績のある者に限り、当日でも利用申請は可能です。
- (3) 試合中の事故による怪我や周辺建物へ与える被害等を想定し、チームの皆さんが安心・快適にスポーツが出来るよう、各利用団体においてスポーツ保険への加入をお願いします。
- (4) ご登録いただいた個人情報は、北名古屋市施設利用団体登録事務の目的以外には、北名古屋市個人情報保護条例で定める場合を除き、利用及び提供を行いません。